

かすみがうら市事業継続給付金

目的

国が給付する持続化給付金（売上が前年同月比で50%以上減少している事業者）において、支給対象とならない事業者に対し、市が「売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者」を対象に給付金を支給することで、事業の継続を下支えするもの。

給付額

法人及び個人事業主に対して一律20万円

	市	国
給付額	(法人・個人事業主) 一律20万円	(法人) 200万円 (個人事業主) 100万円 ※昨年1年間の売上から減少分を上限
支給対象条件	①新型コロナウイルス感染症の景況により売上が前年同月比で <u>30%以上50%未満減少</u> していること ②国の実施する持続化給付金を受けていないこと	①新型コロナウイルス感染症の景況により売上が前年同月比で <u>50%以上減少</u> していること
支給対象者	中小企業・小規模事業者・個人事業主等	
減少の対象期間	2020年1月から2020年12月のうち、2019年前年同月比で売上が30%以上50%未満減少したひと月	2020年1月から2020年12月のうち、2019年前年同月比で売上が50%以上減少したひと月

給付の考え方

売上減少率	(国) 持続化給付金	(市) 事業継続給付金
50%以上	中小企業 200万円 個人事業主 100万円	国の給付 中小企業 200万円 個人事業主 100万円
30%~50%未満	対象外	市の給付 中小企業・個人事業主 一律20万円
30%未満		対象外

市が独自で給付金を支給

申請期間

令和2年6月1日から令和3年1月15日（必着）

(提出先)※郵送による提出

- ・かすみがうら市 市長公室 地域未来投資推進課【千代田庁舎内】
(住所)〒315-8512 かすみがうら市上土田461番地
(電話)0299-59-2111

(申請書類配布窓口及び相談窓口)

- ・かすみがうら市 市長公室 地域未来投資推進課【千代田庁舎内】
- ・かすみがうら市 都市産業部 農林水産課【霞ヶ浦庁舎内】
(住所)〒300-0192 かすみがうら市大和田562番地
(電話)029-897-1111
- ・かすみがうら市商工会
(住所)〒315-0057 かすみがうら市上土田433-2
(電話)0299-59-3755

申請書類
ダウンロード

